

四万十町条例 45号

四万十町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

四万十町税条例の一部を改正する条例（平成 27 年四万十町条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 51 条第 2 項各号の改正規定中「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改める。

第 139 条の 3 第 2 項第 1 号の改正規定中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」を削り、「同条第 15 項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 15 項」に改め、「個人番号又は」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。